

自己資本の充実の状況

当行は、銀行法施行規則（昭和57年大蔵省令第10号）第19条の2第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（自己資本比率規制の第3の柱（市場規律））として、事業年度の開示事項を、以下のとおり、開示しております。

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下、「自己資本比率告示」という。）に定められた算式に基づき、算出してあります。

また、当行は、国内基準を適用のうえ信用リスク・アセットの算出においては標準的手法（注）を採用しております。

（注）標準的手法とは、あらかじめ監督当局が設定したリスク・ウェイトを使用して信用リスク・アセットを算出する手法のことです。

自己資本の構成に関する開示事項

（単位：百万円）

●自己資本の構成及び自己資本比率（連結）

項目	2019年9月期	2020年9月期
コア資本に係る基礎項目（1）		
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	47,025	48,101
うち、資本金及び資本剰余金の額	21,243	21,243
うち、利益剰余金の額	26,146	27,223
うち、自己株式の額（△）	189	189
うち、社外流出予定額の額（△）	175	176
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額	△ 10	△ 28
うち、為替換算調整勘定	—	—
うち、退職給付に係るものの額	△ 10	△ 28
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	38	38
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1,692	1,865
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	1,692	1,865
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	15,000	15,000
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	1,179	879
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	1,495	1,234
コア資本に係る基礎項目の額（イ）	66,420	67,090
コア資本に係る調整項目（2）		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	210	133
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	210	133
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	0	0
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	—	—
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	211	134
自己資本		
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	66,209	66,956
リスク・アセット等（3）		
信用リスク・アセットの額の合計額	639,771	649,114
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	3,653	4,888
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 1,591	—
うち、上記以外に該当するものの額	5,244	4,888
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	26,951	26,822
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）	666,722	675,936
連結自己資本比率		
連結自己資本比率（（ハ）／（ニ））	9.93%	9.90%

●自己資本の構成及び自己資本比率（単体）

項目	2019年9月期	2020年9月期
コア資本に係る基礎項目（１）		
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	45,104	46,094
うち、資本金及び資本剰余金の額	21,246	21,246
うち、利益剰余金の額	24,223	25,214
うち、自己株式の額（△）	189	189
うち、社外流出予定額の額	175	176
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	38	38
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1,618	1,788
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	1,618	1,788
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	15,000	15,000
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	1,179	879
コア資本に係る基礎項目の額（イ）	62,941	63,801
コア資本に係る調整項目（２）		
無形固定資産（モーゲージ・サービング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	205	128
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービング・ライツに係るもの以外の額	205	128
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	19
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	205	147
自己資本		
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	62,736	63,653
リスク・アセット等（３）		
信用リスク・アセットの額の合計額	628,502	638,256
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	3,653	4,888
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 1,591	—
うち、上記以外に該当するものの額	5,244	4,888
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	25,914	25,798
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）	654,417	664,054
自己資本比率		
自己資本比率（（ハ）／（ニ））	9.58%	9.58%

定量的な開示事項

- その他金融機関等（自己資本比率告示第29条第6項第1号に規定するその他金融機関等をいう。）であって銀行の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称、所要自己資本を下回った額の総額

2019年9月期及び2020年9月期ともに該当ありません。

自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

●所要自己資本額

連 結

項 目	2019年9月期		2020年9月期	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
信用リスク（標準的手法）	639,771	25,590	649,114	25,964
ソ プ リ ン 向 け	7,770	310	9,966	398
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	11,830	473	17,162	686
法 人 等 向 け	338,025	13,521	342,515	13,700
中小企業等向け及び個人向け	108,893	4,355	107,212	4,288
抵 当 権 付 住 宅 ロ ー ン	9,041	361	9,107	364
不 動 産 取 得 等 事 業 向 け	40,129	1,605	39,242	1,569
三 月 以 上 延 滞 等	1,281	51	1,100	44
取 立 未 済 手 形	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	2,977	119	3,710	148
出 資 等	18,159	726	20,725	829
（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—	—
証 券 化	—	—	—	—
上 記 以 外 の 資 産	73,954	2,958	70,260	2,810
（うち他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通株式等に該当するものの以外のもに係るエクスポージャー）	31,847	1,273	26,879	1,075
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	1,129	45	1,410	56
リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（リスク・スルー方式）	22,282	891	21,160	846
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	5,244	209	4,888	195
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 1,591	△ 63	—	—
オ フ ・ バ ラ ン ス 取 引 等	1,567	62	1,939	77
CVAリスク相当額を8％で除して得た額（簡便的リスク測定方式）	205	8	121	4
中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
オペレーショナル・リスク（基礎的手法）	26,951	1,078	26,822	1,072
総 所 要 自 己 資 本 額		26,668		27,037

(注) 1. 所要自己資本額＝リスク・アセット×4％
2. ソブリンには、我が国の政府関係機関向け、地方三公社向けを含んでおります。

単 体

項 目	2019年9月期		2020年9月期	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
信用リスク（標準的手法）	628,502	25,140	638,256	25,530
ソ プ リ ン 向 け	7,770	310	9,966	398
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	11,830	473	17,162	686
法 人 等 向 け	341,473	13,658	345,293	13,811
中小企業等向け及び個人向け	108,893	4,355	107,175	4,287
抵 当 権 付 住 宅 ロ ー ン	9,041	361	9,107	364
不 動 産 取 得 等 事 業 向 け	40,129	1,605	39,242	1,569
三 月 以 上 延 滞 等	816	32	603	24
取 立 未 済 手 形	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	2,977	119	3,710	148
出 資 等	18,556	742	21,003	840
（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—	—
証 券 化	—	—	—	—
上 記 以 外 の 資 産	59,307	2,372	56,882	2,275
（うち他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通株式等に該当するものの以外のもに係るエクスポージャー）	31,847	1,273	26,879	1,075
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	1,099	43	1,360	54
リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（リスク・スルー方式）	22,282	891	21,160	846
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	5,244	209	4,888	195
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 1,591	△ 63	—	—
オ フ ・ バ ラ ン ス 取 引 等	1,567	62	1,939	77
CVAリスク相当額を8％で除して得た額（簡便的リスク測定方式）	205	8	121	4
中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
オペレーショナル・リスク（基礎的手法）	25,914	1,036	25,798	1,031
総 所 要 自 己 資 本 額		26,176		26,562

(注) 1. 所要自己資本額＝リスク・アセット×4％
2. ソブリンには、我が国の政府関係機関向け、地方三公社向けを含んでおります。

信用リスクに関する事項

(単位：百万円)

●信用リスクに関するエクスポージャー及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

連 結

	2019年9月期					2020年9月期				
	信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高				三月以上延滞 エクスポージャー (注2)の期末残高	信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高				三月以上延滞 エクスポージャー (注2)の期末残高
	貸出金等 (注1)	債 券	デリバティブ 取引			貸出金等 (注1)	債 券	デリバティブ 取引		
国 内 計	1,128,049	700,260	184,778	291	4,869	1,298,827	741,887	192,580	240	5,495
国 外 計	50,545	1,319	48,572	268	-	46,346	1,281	44,507	146	-
地 域 別 合 計	1,178,594	701,580	233,351	560	4,869	1,345,173	743,169	237,087	386	5,495
製 造 業	80,063	61,632	11,640	7	435	82,522	59,631	16,069	2	371
農 業、林 業	4,869	4,675	150	-	39	4,852	4,671	150	-	37
漁 業	5,247	5,057	190	-	100	5,322	5,102	220	-	99
鉱業、採石業、砂利採取業	256	256	-	-	-	249	249	-	-	-
建 設 業	41,004	36,832	3,753	-	668	47,226	42,608	4,273	-	925
電気・ガス・熱供給・水道業	40,773	35,248	5,063	-	-	40,007	34,382	5,164	-	-
情 報 通 信 業	14,002	9,355	3,786	-	22	15,483	9,957	4,525	-	-
運輸業、郵便業	19,428	16,660	2,057	29	7	23,256	20,029	2,686	0	1
卸売業、小売業	99,419	89,138	7,980	2	804	108,535	97,454	9,340	1	1,291
金融業、保険業	169,669	35,897	127,158	521	160	189,292	42,923	135,810	382	154
不動産業、物品賃貸業	119,668	108,984	10,517	-	1,369	124,242	112,078	12,039	-	1,242
各種サービス業	116,703	111,349	4,483	-	604	131,147	124,494	5,976	-	689
国・地方公共団体	268,556	87,273	56,569	-	-	379,344	90,531	40,829	-	-
個 人	99,066	99,066	-	-	112	98,933	98,933	-	-	92
そ の 他	99,863	150	-	-	543	94,754	120	-	-	587
業 種 別 合 計	1,178,594	701,580	233,351	560	4,869	1,345,173	743,169	237,087	386	5,495
1 年 以 下	311,052	147,073	35,751	5	-	436,776	153,900	26,044	-	-
1 年 超 3 年 以 下	123,353	79,174	43,381	69	-	115,074	74,113	40,938	21	-
3 年 超 5 年 以 下	119,301	85,866	33,337	97	-	122,374	85,376	36,942	55	-
5 年 超 7 年 以 下	84,768	66,479	18,230	58	-	74,001	61,375	12,580	45	-
7 年 超 10 年 以 下	111,615	93,017	18,590	7	-	133,786	119,156	14,629	-	-
10 年 超	309,080	224,894	84,058	127	-	350,343	244,293	105,951	99	-
期間の定めのないもの	119,421	5,074	-	195	-	112,815	4,952	-	165	-
残 存 期 間 別 合 計	1,178,594	701,580	233,351	560	-	1,345,173	743,169	237,087	386	-

(注) 1. 貸出金、貸出金に係る未収金・仮払金並びにコミットメント・その他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引であります。
2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャー、又は引当金勘案前でリスク・ウェイトが150%以上であるエクスポージャーであります。

単 体

	2019年9月期					2020年9月期				
	信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高				三月以上延滞 エクスポージャー (注2)の期末残高	信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高				三月以上延滞 エクスポージャー (注2)の期末残高
	貸出金等 (注1)	債 券	デリバティブ 取引			貸出金等 (注1)	債 券	デリバティブ 取引		
国 内 計	1,116,729	703,886	184,778	291	4,325	1,287,918	744,805	192,580	240	4,907
国 外 計	50,545	1,319	48,572	268	-	46,346	1,281	44,507	146	-
地 域 別 合 計	1,167,275	705,206	233,351	560	4,325	1,334,264	746,087	237,087	386	4,907
製 造 業	79,657	61,632	11,640	7	435	81,947	59,631	16,069	2	371
農 業、林 業	4,869	4,675	150	-	39	4,852	4,671	150	-	37
漁 業	5,247	5,057	190	-	100	5,322	5,102	220	-	99
鉱業、採石業、砂利採取業	256	256	-	-	-	249	249	-	-	-
建 設 業	41,004	36,832	3,753	-	668	47,226	42,608	4,273	-	925
電気・ガス・熱供給・水道業	40,723	35,248	5,063	-	-	39,957	34,382	5,164	-	-
情 報 通 信 業	13,972	9,355	3,786	-	22	15,423	9,957	4,525	-	-
運輸業、郵便業	19,428	16,660	2,057	29	7	23,256	20,029	2,686	0	1
卸売業、小売業	99,379	89,138	7,980	2	804	108,495	97,454	9,340	1	1,291
金融業、保険業	169,659	35,897	127,158	521	160	189,283	42,923	135,810	382	154
不動産業、物品賃貸業	123,588	112,611	10,517	-	1,369	127,452	114,996	12,039	-	1,242
各種サービス業	117,182	111,349	4,483	-	604	131,688	124,494	5,976	-	689
国・地方公共団体	268,556	87,273	56,569	-	-	379,344	90,531	40,829	-	-
個 人	99,066	99,066	-	-	112	98,933	98,933	-	-	92
そ の 他	84,680	150	-	-	-	80,830	120	-	-	-
業 種 別 合 計	1,167,275	705,206	233,351	560	4,325	1,334,264	746,087	237,087	386	4,907
1 年 以 下	312,548	148,569	35,751	5	-	437,423	154,547	26,044	-	-
1 年 超 3 年 以 下	123,891	79,711	43,381	69	-	115,727	74,766	40,938	21	-
3 年 超 5 年 以 下	120,894	87,460	33,337	97	-	123,993	86,994	36,942	55	-
5 年 超 7 年 以 下	84,768	66,479	18,230	58	-	74,001	61,375	12,580	45	-
7 年 超 10 年 以 下	111,615	93,017	18,590	7	-	133,786	119,156	14,629	-	-
10 年 超	309,080	224,894	84,058	127	-	350,343	244,293	105,951	99	-
期間の定めのないもの	104,475	5,074	-	195	-	98,989	4,952	-	165	-
残 存 期 間 別 合 計	1,167,275	705,206	233,351	560	-	1,334,264	746,087	237,087	386	-

(注) 1. 貸出金、貸出金に係る未収金・仮払金並びにコミットメント・その他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引であります。
2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャー、又は引当金勘案前でリスク・ウェイトが150%以上であるエクスポージャーであります。

●一般貸倒引当金、個別貸倒引当金、特定海外債権引当勘定の中間期末残高及び中間期中増減額

連 結

	2019年9月期			2020年9月期		
	期首残高	当中間期増減額	中間期末残高	期首残高	当中間期増減額	中間期末残高
一 般 貸 倒 引 当 金	1,513	179	1,692	1,727	138	1,865
個 別 貸 倒 引 当 金	10,465	△ 341	10,123	10,126	556	10,682
特 定 海 外 債 権 引 当 勘 定	—	—	—	—	—	—
合 計	11,978	△ 162	11,816	11,854	693	12,547

単 体

	2019年9月期			2020年9月期		
	期首残高	当中間期増減額	中間期末残高	期首残高	当中間期増減額	中間期末残高
一 般 貸 倒 引 当 金	1,443	174	1,618	1,642	146	1,788
個 別 貸 倒 引 当 金	10,223	△ 333	9,889	9,872	553	10,425
特 定 海 外 債 権 引 当 勘 定	—	—	—	—	—	—
合 計	11,667	△ 159	11,508	11,514	700	12,214

●個別貸倒引当金の地域別、業種別内訳

連 結

	2019年9月期			2020年9月期		
	期首残高	当中間期増減額	中間期末残高	期首残高	当中間期増減額	中間期末残高
国 内 計	10,465	△ 341	10,123	10,126	556	10,682
国 外 計	—	—	—	—	—	—
地 域 別 合 計	10,465	△ 341	10,123	10,126	556	10,682
製 造 業	671	△ 365	305	364	△ 151	213
農 業、林 業	10	14	24	23	△ 2	21
漁 業	19	△ 5	13	12	△ 2	10
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—
建 設 業	444	△ 90	354	356	168	524
電気・ガス・熱供給・水道業	34	△ 3	30	29	△ 3	26
情 報 通 信 業	71	△ 48	22	22	15	38
運 輸 業、郵 便 業	726	△ 27	698	698	14	712
卸 売 業、小 売 業	889	△ 36	853	817	624	1,441
金 融 業、保 険 業	44	117	161	154	0	154
不動産業、物品賃貸業	712	△ 24	688	653	39	693
各 種 サ ー ビ ス 業	6,515	135	6,650	6,659	△ 143	6,515
国・地方公共団体	—	—	—	—	—	—
個 人	83	1	84	78	△ 4	73
その他(連結子会社勘定)	241	△ 7	233	254	2	256
業 種 別 合 計	10,465	△ 341	10,123	10,126	556	10,682

(注) 1. 一般貸倒引当金につきましては、上記区分ごとの算定を行っておりません。
2. 連結子会社は業種別の算定を行っておりませんので、その他(連結子会社勘定)に計上しております。

単 体

	2019年9月期			2020年9月期		
	期首残高	当中間期増減額	中間期末残高	期首残高	当中間期増減額	中間期末残高
国 内 計	10,223	△ 333	9,889	9,872	553	10,425
国 外 計	—	—	—	—	—	—
地 域 別 合 計	10,223	△ 333	9,889	9,872	553	10,425
製 造 業	671	△ 365	305	364	△ 151	213
農 業、林 業	10	14	24	23	△ 2	21
漁 業	19	△ 5	13	12	△ 2	10
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—
建 設 業	444	△ 90	354	356	168	524
電気・ガス・熱供給・水道業	34	△ 3	30	29	△ 3	26
情 報 通 信 業	71	△ 48	22	22	15	38
運 輸 業、郵 便 業	726	△ 27	698	698	14	712
卸 売 業、小 売 業	889	△ 36	853	817	624	1,441
金 融 業、保 険 業	44	117	161	154	0	154
不動産業、物品賃貸業	712	△ 24	688	653	39	693
各 種 サ ー ビ ス 業	6,515	135	6,650	6,659	△ 143	6,515
国・地方公共団体	—	—	—	—	—	—
個 人	83	1	84	78	△ 4	73
そ の 他	—	—	—	—	—	—
業 種 別 合 計	10,223	△ 333	9,889	9,872	553	10,425

(注) 一般貸倒引当金につきましては、上記区分ごとの算定を行っておりません。

●業種別の貸出金償却の額

	貸出金償却			
	連 結		単 体	
	2019年9月期	2020年9月期	2019年9月期	2020年9月期
製 造 業	15	0	15	0
農 業、林 業	0	0	0	0
漁 業	0	0	0	0
鉱 業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—
建 設 業	6	0	6	0
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—
情報通 信 業	—	—	—	—
運 輸 業、郵 便 業	—	—	—	—
卸 売 業、小 売 業	4	22	4	22
金 融 業、保 険 業	—	—	—	—
不動産業、物品賃貸業	0	0	0	0
各 種 サ ー ビ ス 業	3	44	3	44
国・地方公共団体	—	—	—	—
個 人	0	9	0	9
そ の 他	—	—	—	—
その他（連結子会社勘定）	—	—	—	—
業 種 別 計	28	77	28	77

(注) 連結子会社は業種別の算定を行っておりませんので、その他（連結子会社勘定）に計上しております。

- 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高並びに自己資本比率告示第79条の5第2項第2号、第177条の2第2項第2号、第248条（自己資本比率告示第125条及び第127条において準用する場合に限る。）並びに第248条の4第1項第1号及び第2号（自己資本比率告示第125条及び第127条において準用する場合に限る。）の規定により1250パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額

連 結

	信用リスク削減手法勘案後のエクスポージャーの額			
	2019年9月期		2020年9月期	
	格付適用	格付不適用	格付適用	格付不適用
0%	1,628	292,491	532	434,095
10%	3,500	107,386	3,500	120,359
20%	60,829	7,272	60,812	17,467
35%	—	32,094	—	30,652
50%	40,655	4,475	44,273	2,780
75%	—	146,310	—	145,142
100%	30,302	407,065	35,689	407,425
150%	—	4,907	—	2,811
250%	—	13,129	—	13,849
350%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
合 計	136,915	1,015,134	144,807	1,174,585

- (注) 1. 「格付適用」とは、リスク・ウェイトの算定にあたり、格付を適用しているエクスポージャーであり、「格付不適用」とは、格付を適用していないエクスポージャーであります。
 なお、格付は適格格付機関が付与しているものに限定されております。
 2. 「格付適用」エクスポージャーには、原債務者の格付を適用しているエクスポージャーに加え、保証人の格付を適用しているエクスポージャーや、ソブリン格付に準拠したリスク・ウェイトを適用しているエクスポージャーが含まれております。
 3. 格付を適用した投資信託、特定金銭信託は各ファンドごとにリスク・ウェイトを算出し、リスク・ウェイト区分の分類は、算出したリスク・ウェイト以上の最も近い区分に算入しております。

単 体

	信用リスク削減手法勘案後のエクスポージャーの額			
	2019年9月期		2020年9月期	
	格付適用	格付不適用	格付適用	格付不適用
0%	1,628	292,489	532	434,093
10%	3,500	107,386	3,500	120,359
20%	60,829	7,272	60,812	17,467
35%	—	32,094	—	30,652
50%	40,655	4,475	44,273	2,780
75%	—	146,310	—	145,092
100%	30,302	396,292	35,689	397,152
150%	—	4,597	—	2,479
250%	—	13,117	—	13,829
350%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
合 計	136,915	1,004,035	144,807	1,163,909

- (注) 1. 「格付適用」とは、リスク・ウェイトの算定にあたり、格付を適用しているエクスポージャーであり、「格付不適用」とは、格付を適用していないエクスポージャーであります。
 なお、格付は適格格付機関が付与しているものに限定されております。
 2. 「格付適用」エクスポージャーには、原債務者の格付を適用しているエクスポージャーに加え、保証人の格付を適用しているエクスポージャーや、ソブリン格付に準拠したリスク・ウェイトを適用しているエクスポージャーが含まれております。
 3. 格付を適用した投資信託、特定金銭信託は各ファンドごとにリスク・ウェイトを算出し、リスク・ウェイト区分の分類は、算出したリスク・ウェイト以上の最も近い区分に算入しております。

信用リスク削減手法に関する事項

(単位：百万円)

●信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

	連 結		単 体	
	2019年9月期	2020年9月期	2019年9月期	2020年9月期
適格金融資産担保が適用されたエクスポージャー	4,124	3,746	4,124	3,746
保証又はクレジット・デリバティブが適用されたエクスポージャー	8,865	4,570	8,865	4,570

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位：百万円)

●派生商品取引の与信相当額算出に用いる方式

先渡取引、スワップ、オプションその他の派生商品取引の与信相当額はカレント・エクスポージャー方式（注）にて算出しております。

（注）カレント・エクスポージャー方式とは、デリバティブ取引の信用リスク計測手段の1つで、取引を時価評価することによって再構築コストを算出し、これに契約期間中に生じるであろう同コストの増加見込み額（ポテンシャル・エクスポージャー）を付加して算出する方法であります。

●派生商品取引のグロス再構築コストの額及び与信相当額

	連 結		単 体	
	2019年9月期	2020年9月期	2019年9月期	2020年9月期
グ ロ ス 再 構 築 コ ス ト の 額	102	119	102	119
与信相当額（担保による信用リスク削減効果勘案前）	560	386	560	386
派 生 商 品 取 引	560	386	560	386
外 国 為 替 関 連 取 引	487	353	487	353
金 利 関 連 取 引	72	33	72	33
株 式 関 連 取 引	—	—	—	—
そ の 他 取 引	—	—	—	—
ク レ ジ ャ ッ ト ・ デ リ バ テ ィ ブ	—	—	—	—
与信相当額（担保による信用リスク削減効果勘案後）	560	386	560	386

（注） 1. 原契約期間が5営業日以内の外為関連取引の与信相当額は除きます。
2. 与信相当額（担保による信用リスク削減効果勘案前）は、再構築コスト及びグロスのアドオン額（想定元本額に金融庁告示第19号第79条の2に定める掛け目を乗じた額）の合計であります。

●グロス再構築コストの額の合計額及びグロスのアドオンの合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額

2019年9月期及び2020年9月期ともに該当ありません。

●信用リスク削減手法に用いた担保の種類及び額

2019年9月期及び2020年9月期ともに該当ありません。

●与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額

2019年9月期及び2020年9月期ともに該当ありません。

●信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いるクレジット・デリバティブの想定元本額

2019年9月期及び2020年9月期ともに該当ありません。

証券化エクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

複数の資産を裏付とする資産のうち、個々の資産の把握が困難な資産に含まれる証券化エクスポージャーについては、記載しておりません。

●オリジネーターである証券化エクスポージャーに関する事項

2019年9月期及び2020年9月期ともに該当ありません。

●投資家である証券化エクスポージャーに関する事項

2019年9月期及び2020年9月期ともに該当ありません。

出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

●出資等の中間貸借対照表計上額及び時価

連 結

	2019年9月期		2020年9月期	
	中間連結貸借対照表計上額	時価	中間連結貸借対照表計上額	時価
上 場 し て い る 出 資 等	16,720		14,059	
上 記 に 該 当 し な い 出 資 等	1,280		1,351	
合 計	18,000	18,000	15,410	15,410

単 体

	2019年9月期		2020年9月期	
	中間貸借対照表計上額	時価	中間貸借対照表計上額	時価
上 場 し て い る 出 資 等	15,990		13,317	
上 記 に 該 当 し な い 出 資 等	1,994		1,947	
合 計	17,985	17,985	15,264	15,264

●出資等の売却及び償却に伴う損益の額

	連 結		単 体	
	2019年9月期	2020年9月期	2019年9月期	2020年9月期
売 却 損 益 額	273	1,149	273	1,149
償 却 額	0	215	4	220

●中間貸借対照表で認識され、中間損益計算書で認識されない評価損益の額、中間貸借対照表及び中間損益計算書で認識されない評価損益の額

	連 結		単 体	
	2019年9月期	2020年9月期	2019年9月期	2020年9月期
中間貸借対照表で認識され、中間損益計算書で認識されない評価損益の額	4,495	3,307	4,084	2,883
中間貸借対照表及び中間損益計算書で認識されない評価損益の額	—	—	—	—

リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

●リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

	連 結		単 体	
	2019年9月期	2020年9月期	2019年9月期	2020年9月期
ル ッ ク ・ ス ル ー 方 式	45,879	38,615	45,879	38,615
マ ン デ ー ト 方 式	—	—	—	—
蓋 然 性 方 式 (2 5 0 %)	—	—	—	—
蓋 然 性 方 式 (4 0 0 %)	—	—	—	—
フ ォ ー ル バ ッ ク 方 式	—	—	—	—
合 計	45,879	38,615	45,879	38,615

- (注) 1. 「ルック・スルー方式」とは、保有エクスポージャーの裏付となる個々の資産の信用リスク・アセット総額を計算する方式です。
2. 「マンドレート方式」とは、上記「1」の方式が適用できない場合に、ファンドの運用基準（マンドレート）に基づき、保有エクスポージャーの資産構成を保守的に想定し、個々の資産の信用リスク・アセット総額を計算する方式です。
3. 「蓋然性方式」とは、上記「1」及び「2」の方式が適用できない場合に、保有エクスポージャーのリスク・ウェイトが250%以下（又は400%以下）である蓋然性が高いことを説明した場合に、250%（又は400%）のリスク・ウェイトを適用して算出する方式です。
4. 「フォールバック方式」とは、上記「1～3」の方式が適用できない場合に、保有エクスポージャーに1250%のリスク・ウェイトを適用して算出する方式です。

金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

連結

IRBB1：金利リスク					
項 番		イ		ロ	
		△EVE		△NII	
		2020年 9月期	2019年 9月期	2020年 9月期	2019年 9月期
1	上方パラレルシフト	11,706	10,659	854	
2	下方パラレルシフト	3,742	3,775	21	
3	スティープ化	6,830	5,909		
4	フラット化	115	816		
5	短期金利上昇	3,048	3,548		
6	短期金利低下	1,365	780		
7	最大値	11,706	10,659	854	
		ホ		ヘ	
		2020年9月期		2019年9月期	
8	自己資本の額	66,956		66,209	

(注) 上記「IRBB1：金利リスク」の二欄は、「開示告示 別紙様式第11号の2」の経過措置に係る注意書きにより記載しておりません。

単体

IRBB1：金利リスク					
項 番		イ		ロ	
		△EVE		△NII	
		2020年 9月期	2019年 9月期	2020年 9月期	2019年 9月期
1	上方パラレルシフト	11,706	10,659	854	
2	下方パラレルシフト	3,742	3,775	21	
3	スティープ化	6,830	5,909		
4	フラット化	115	816		
5	短期金利上昇	3,048	3,548		
6	短期金利低下	1,365	780		
7	最大値	11,706	10,659	854	
		ホ		ヘ	
		2020年9月期		2019年9月期	
8	自己資本の額	63,653		62,736	